

議案第114号

令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第6号）

資料No.1（42）

物価高騰等に伴う私立児童館への支援金について

1 基本的な考え方

(1) 支援に係る考え方

昨年度と同様の内容で支援します。

電気（高圧・低圧）及び都市ガスについては、令和5年1月使用分から国の単価値引きの支援が実施されていますが、依然、その影響は甚大であり、かつ光熱費の高騰は不可抗力によるものであることから、昨年度同様、臨時的な措置として令和5年度中における光熱費高騰の影響額を指定管理者に対する同様の支援に準じて市が支援するものとします。

(2) 比較する年度

光熱費高騰前の令和3年度

(3) 支払方法

予算の範囲内で実績払い

(4) 費目

支援金（千円単位で千円未満の端数は切り捨て）

(5) 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）

(6) 対象とする光熱費の種目

電気代、ガス代

(7) 対象とする光熱費の期間

令和5年4月請求分から令和6年3月請求分まで

(8) 支払時期

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を充当するため、令和6年3月末までに支払い完了

※令和6年1月請求分の実績までを反映し、2月・3月分は推計値として支払う予定。

2 支援金（12月補正予算要求額）算出の考え方

(1) 令和5年度4月請求～直近月請求（概ね9月頃） ※国の単価値引きを考慮

令和3年度及び令和5年度の4月から直近月請求分（概ね9月頃）までの料金及び使用量から同期間における単価の伸びを算出し、令和5年度の同期間における料金実績から単価の伸びが1を超える部分を支援金額として算出する。

(2) 直近月の翌月請求～令和6年3月請求 ※1月請求分まで国の単価値引きを考慮

令和5年度の4月から直近月請求分（概ね9月頃）までの料金及び使用量から同期間における単価の伸びを算出し、令和3年度の直近月の翌月請求（概ね10月頃）から令和6年3月請求分までにおける料金実績から単価の伸びが1を超える部分を支援金額として算出する。

(3) (1)及び(2)の合計金額を令和5年度における支援金額とする。

3 支援金額

事業名	支援金額 (千円)
児童館運営事業 (私立児童館運営費補助金)	427